

令和8年熊本地震で被災したことにより山形県内へ避難されている方へ

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内

山形県社会福祉協議会では、令和8年熊本地震により被災したため山形県内に避難し、当座の生活費を必要とする世帯に対して、緊急小口資金の貸付を行います。

貸付を希望される方は、避難先の市町村社会福祉協議会まで御相談ください。

なお、本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります。

【貸付対象】

災害救助法適用地域に住所を有し、山形県内に避難された方で当座の生活費を必要とする世帯。※山形県内に1ヶ月程度以上居住する方で、継続的に連絡が取れる方。

【貸付限度額】

原則、10万円以内。ただし、以下の①～④のいずれかに該当し、特に必要と認められる場合は20万円以内（1世帯につき1回限り）。

- ① 世帯員の中に死亡者がいるとき。
- ② 世帯員に要介護者がいるとき。
- ③ 世帯員が4人以上いるとき。
- ④ 世帯員に被災による重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯。

【据置期間】

貸付の日から1年以内

【償還期間】

据置期間終了後2年以内

【貸付利子】

無利子 ※償還期間経過後は残元金に対し年3.0%の延滞利子が発生します

【借入申請に必要な書類】

- ① 借入申込書
- ② 本人確認書類（住民票、運転免許証、マイナンバーカード等）
 - ※氏名、生年月日及び住所が確認できるもの
 - ※住民票の場合は、本籍地及び世帯全員が記載されているもので、マイナンバー表示が無いもの
- ③ 借用書及び重要事項説明書
- ④ （口座振込の場合）振込口座申請書、通帳の写し
（現金交付の場合）貸付金引換証

受付期間 令和8年8月17日（月）～令和8年10月30日（金）

<実施主体> 社会福祉法人山形県社会福祉協議会